

(公 印 省 略)  
高 第 1 2 1 2 号 の 1  
平 成 2 0 年 6 月 2 0 日

神戸県民局健康福祉・環境担当参事  
各 県 健 康 福 祉 事 務 所 長 様

健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

### 通所介護事業所等における酒類提供について

平成20年6月13日付け事務連絡でお知らせしたとおり、標記記事が読売新聞(6月8日付け朝刊)に掲載されて以降、通所介護事業所等から酒類提供についての照会や問い合わせがあります。

県としては、要介護者等に対して入浴、食事、機能訓練等を提供する通所介護事業所等において、定期的・恒常的に酒類提供を行うことは、質の高い介護サービスの提供を行う観点からも、社会通念上好ましいものとは考えておりません。

したがって、通所介護事業所等において酒類提供を認める場合には、最低限下記項目を満たす誓約書を徴するようお願いします。

### 記

- 1 酒類提供は食事時間中のみとする。
- 2 事前に主治医から診断書、意見書等を徴し、通所介護事業所における飲酒の許可があり、摂取量等が確認できる利用者に限定する。
- 3 利用者が要介護者等であることを考慮し、1回当たりの酒量に上限を設定する。
- 4 飲酒中の身体状況、飲酒後の送迎等、安全・健康管理には特に留意することとし、事故、体調の急変等に対しては、事業者の責任において、迅速かつ的確な措置を講ずる。
- 5 利用者間で飲酒に関しトラブルを生じたときは、以後、酒類提供は行わない。
- 6 酒類提供については、積極的なPRは行わない。
- 7 上記1～3については、重要事項説明書に明記する。